社会福祉法人丹波市社会福祉協議会
ふれあい・いきいきサロン助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、地域で暮らす高齢者等の介護や閉じこもりを予防するとともに、地域の住民同士が気軽に集まる居場所として、孤立を防止し、お互いが支え合う地域を目指して実施するふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という。）に対する助成について、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　サロンの参加対象は高齢者等を中心とした地域住民とする。

（運営）

第３条　サロンは、地域の実情に応じ、ボランティア、自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員等が、参加対象者と協力して運営する。

２　サロンは、代表者を１名選出するものとし、代表者は社会福祉法人丹波市社会福祉協議会（以下「社協」という。）との連絡調整や運営に必要な事務を行う。

３　参加費を実施内容により徴収し、その運営に充てるものとする。

（交付基準）

第４条　この助成金は、サロンの振興を図るため、以下の項目を全て満たすものについて、交付することができる。

（１）丹波市域内で活動し、継続的にサロンを開催するグループまたは団体であること。

（２）サロンは、４月から翌年３月の間に３回以上実施すること。

（３）地域住民が主体となって行い、地域の公民館・集会所等においてつどいの場を形成し、レクリエーション、健康教室、会食、異世代交流、季節行事等を実施する活動であること。ただし、やむを得ない理由によりこれらの活動ができなかった場合は、見守り訪問も対象とする。

２　以下の場合は、助成金交付対象外とする。

（１）趣味のための活動、特定の活動や参加者が限定されたもの。

（２）本会の他の助成（福祉ボランティアグループや福祉当事者団体）や公的機関の助成を受け活動している団体が、その活動の一環として行う活動。（公民館活動等）

（３）その他事業の趣旨に適合しないと認められる活動。

（助成金）

第５条　社協は、当該年度のサロンの実施に要する経費について、実績等に基づき別表１により助成する。ただし、別表２に該当する経費については助成対象外とする。

２　助成金を受けようとする代表者は、事業終了後直ちに当該年度の実績及び次年度の実施計画が記載された申請書（様式第１号）を社協会長に提出するものとし、社協会長は当該年度の実績に基づき助成金を交付する。また、助成対象経費の領収書等の提示を求める場合がある。

３　新たに事業を開始するサロンは、本条第２項の規定にかかわらず、申請書（様式第１号―２）により事前に申請するものとする。

４　助成金交付決定は、交付決定通知書（様式第２号）によるものとする。

（助成金の取消および返還）
第６条　社協会長は、サロンが次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、助成金の交付決定を取り消し、すでに助成金を交付している場合は、期限を定めて助成金の全部または一部の返還を命ずることができる。
（１）助成金を目的以外の用途に使用した場合
（２）偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合
（３）その他この要綱の規定に違反した場合

（サロンの解散）
第７条　サロンを解散しようとする代表者は、解散届（様式第３号）を社協会長に提出するものとする。

（担当部署の事務）
第８条　社協は、サロンの円滑な運営を図るため、本所及び各支所・分室は次の各号に掲げる業務を行う。
本所
（１）申請書及び解散届等を受理すること
（２）助成金の交付事務を行うこと
（３）その他丹波市内のサロンに関することについて各支所・分室と連絡調整を行うこと
（４）講座を開催し、ボランティアを育成すること

支所・分室
（１）講師の紹介やレクリエーションに使用する備品の貸出を行い、サロンを支援すること
（２）交流会を開催し、サロン同士のつながりを支援すること
（３）未実施地区への説明会を行い、サロンの普及に努めること
（４）代表者から申請書及び休止届等を受理し、本所へ提出すること
（５）その他サロンに関する相談に応じること

（補則）
第９条　この要綱に定めるほか、必要な事項は、社協会長が定める。

附　則
この要綱は、平成 16 年 11 月１日から施行し、平成 16 年４月１日から適用する。
附　則（平成 20 年３月 17 日　報告第７号）
この要綱は、平成 20 年３月 17 日から施行し、平成 19 年４月１日から適用する。
附　則
この要綱は、平成 21 年９月 15 日から施行する。ただし、第５条の改正は、平成 22 年４月１日から施行する。
附　則（平成 28 年３月 15 日　報告第 47 号）
この要綱は、平成 28 年４月１日から施行する。
附　則（平成 31 年３月 12 日　報告第 12 号）
この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年６月 19 日から施行し、令和２年４月１日より適用する。

２　令和２年度における交付基準として、第４条第１項第３号の規定中「喫茶」の次に「見守り訪問（複数実施の場合も１回とみなす。）」加える。

附　則

この要綱は、令和３年７月 19 日から施行し、令和３年４月１日より適用する。

２　令和３年度における交付基準として、第４条第１項第３号の規定中「喫茶」の次に「見守り訪問（複数実施の場合も１回とみなす。）」加える。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年３月 17 日から施行する。

ただし、改正規定は令和７年４月１日から施行する。

別表１（第５条関係）

名　称	助成金額	要　件
開設準備助成金	20,000 円以内 （初年度のみ）	※新規開設であること ※助成金の使途 備品購入費など開設に必要な経費のみを助成する

名　称	実施回数	助成金額 （上限 30,000 円）	要　件
運営助成金	合計実施回数が３回以上	実施１回につき 4,000 円 ただし、いきいき百歳体操後の茶話会については、実施１回につき 1,000 円とする。	※初年度に限り開設準備金と併用可 ※助成金の使途 ・食材費 ・備品、消耗品 ・参加者の送迎に要する燃料費 ・ボランティア講師等の謝礼 ・その他サロンに要する事務費など

別表２（第５条関係）

・贈答品やゲーム等の景品としての金券や商品 ・ビールや日本酒等のアルコール飲料 ・事業に関する人件費 ・打ち合わせや反省会にかかる飲食代 ・香典や祝儀等の慶弔費 ・その他領収書がない等の使途が不明な経費